

質問に お答えします

義務を労働者が守らずに行わないことです。

労働基準法でこのような
契約は民法の特別法とし
て禁止しています。

労働契約の不履行があれば、そのことによる損害があつてもなくとも、その金額がいくらであろうと、定められた違約金や損害賠償額を事業主は労働者から取り立てることができます。事業主は、労働契約の不履行の事実さえ証明すれば、損害の

から被つた損害について
まつたく請求出来ないの
でしようか。損害賠償の
金額をあらかじめ決めず
に、実際に生じた損害に
ついて賠償を請求するこ
とは、禁止されているも
のではありません。です
から、労働契約の締結に
際して、労働契約の不履

講習費用が無駄になりま
すので、資格取得直後に
「今後3か月以内に退職
はしません。これに従わ
なかつた場合には、3万
円を支払います」という
念書を取つたとしますと
労働契約の不履行につい
て違約金を定めた、損害
賠償額を予定する契約を
したということで、違反
となり、この契約は無効
となります。

これを合法的にしよう

いた場合には、金銭の返還義務を免除する」という契約であれば、法違反ではありません。
労働者を安易に退職させないため「雇用契約書」で、時間給は2000円とする。雇用契約期間は3か月とする。3か月以内に正当な理由なく退職した場合には、最後の退職月の時間給は、最低賃金とする」
この労働契約はどうでしょうか。

従業員への損害賠償請求

問 従業員が会社に損害を与えたときに、その損害賠償についてあらかじめ決めた金額でさせてはいけないと聞いたことがあります。従業員への損害賠償請求について、教えてください。

答 労働基準法第16条において「労働契約の不履

又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない」と規定されています。この労働契約の不履行とは、労働契約にもとづく

請求できることになります。その契約を結ぶと、労働者の損害がないことを立証しても損害賠償を免れることはできなくなっています。

行について事業主が損害を被つたその実害金額について、賠償を請求することを契約しても、この条文に抵触しません。

とすると、
「フォー」

クリフト運転費用3万円を
として、金銭貸
込んで、労働者
との位置づけ
後、継続して働

3か月以内に退職する
という労働契約の不履行
について、時間給200
円と最低賃金との差額
を支払わない、つまり、
その差額を損害賠償額と
して支払わせるという契
約をしたことになります。法

名古屋北監督署のダイヤルイン

監督係（方面）
安全衛生課
〈052〉961-8653
〈052〉961-8654
961-8655